

6月4日(木)リアカメラ  
も対象になりました!!

割引額:ドライブレコーダー  
上限3千円

# 県内の対象店舗でドライブレコーダー を購入・取付した際に割引を行います。

～鳥取県ドライブレコーダー普及促進補助事業～

## ドライブレコーダー設置補助

割引の対象となる方	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内に居住する方</li><li>・有効な運転免許証を保有している方</li><li>・以下の条件を満たすドライブレコーダーを購入・取付した方(※必ず店舗で取付までしてください)<ul style="list-style-type: none"><li>* 自動車に単体又は複数のカメラで車体の前後を同時撮影が可能なもの(自動車の前と後に2カメラのものまたは360度撮影可能なもの)</li><li>* 既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車体に前後同時撮影できるように追加する単体カメラで車体の前後を同時撮影が可能なもの</li><li>* 有効画素数200万画素以上のもの</li><li>* 常時録画を行った場合に2時間以上記録可能なもの</li></ul></li><li>・自動車検査証に記載された「所有者の氏名又は名称」または「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と運転免許証に記載された氏名が同一である方(氏名が同一でない場合は、「所有者の住所」または「使用者の住所」と免許証に記載された住所が同一である方)</li><li>・転売を目的としてドライブレコーダーを設置しないこと</li><li>・自動車検査証の「自家用・業務用の別」が自家用であること</li></ul>
割引額	<ul style="list-style-type: none"><li>○車両の前後を同時に撮影することができる単体又は複数のカメラの場合：車両1台あたり3,000円</li><li>○既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車両に前後同時撮影ができるよう追加する単体カメラの場合：車両1台あたり2,000円</li></ul>

**【注意】** 以下のことについてご誓約いただき、守られないときは補助金を返納しなければならない場合がありますのでご注意ください。

- ・ドライブレコーダー取付・販売補助の申込は1回限りであること
- ・自動車税の滞納がないこと
- ・転売を目的とした設置ではないこと
- ・装置を設置する自動車は個人の用途に供すること
- ・暴力団員ではないこと など

※ 割引は、県が指定した店舗での購入・取付が対象です。

## ■ 購入・取付の流れ

ポイント

○県が指定した事業者(店舗)でなければ割引は受けられません。

○店舗の一覧は県くらしの安心推進課のHPに掲載しています。

(URL⇒<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1053395.htm#itemid1053395>)

①県が指定した事業者(店舗)で、ドライブレコーダーの取付について相談を行います。

※ドライブレコーダーの性能、在庫状況等は店舗にお尋ねください。

②ご本人が免許証・自動車検査証をご提示し、「ドライブレコーダー普及促進事業申込書兼誓約書」を記入してください。

※「ドライブレコーダー普及促進事業申込書兼誓約書」は店舗にあります。  
※店舗で免許証・自動車検査証の写しをとらせていただきます。

③店舗で本人確認の後、ドライブレコーダーの販売・取付を行い、使用方法を御説明します。

④ご本人負担分の金額をその場でお支払いください。

【問い合わせ先】鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話 0857-26-7159

ファクシミリ 0857-26-8171

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1053395.htm#itemid1053395>

